

農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び
農林水産大臣の定める期日を定める件の一部を改正する件について

令和 4 年 3 月
農林水産省農産局

1 改正の背景

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく農産物検査では、目視により異物等の混入率、形質等を確認の上、等級を鑑定して品位についての検査を行うこととしていたが、令和 3 年 5 月の「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ」を踏まえ、米穀実需の多様化を受け、水稻うるち玄米の品位についての検査について、機械により容積重の測定値及び白未熟粒等の混入率を測定して行うこともできることとした（この鑑定方法の追加については、農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件の一部を改正する件（令和 4 年 2 月 28 日農林水産省告示第 481 号）で公布済み）。

2 改正の趣旨、主な内容

農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件（平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 445 号）において、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書として等級を記載する別記様式第 1 号を定めているところ、上記の背景を踏まえ、水稻うるち玄米について機械鑑定を前提とした規格による品位の測定結果を記載する検査結果報告書として、別記様式第 1 号の 2 を加える。

3 施行期日

令和 4 年 3 月 30 日

○農林水産省告示第六百五十三号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第二十条の規定に基づき、平成十三年三月二十二日農林水産省告示第四百四十五号（農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）の一部を次のように改正し、令和四年三月三十日から施行する。

令和四年三月三十日

農林水産大臣 金子原二郎

別記様式第一号の次に別記様式第一号の二を加える。

別記様式第一号の二

水稻うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

農林水産大臣 殿

住所
名称
代表者氏名

農産物検査法第 20 条第 3 項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：水稻うるち玄米

生産年度：

検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	品位の測定結果
(検査区分) 計					
(検査区分) 計					
合 計					

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

 2 「検査区分」の欄には法第 3 条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第 5 条第 1 項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。なお、検査区分ごとに合計を設けること。

 3 数量の単位は、キログラムとすること。

 4 品位の測定結果については、農産物規格規程（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）第一の二の(三)のハの(四)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。